

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 申 出 書

2024年12月11日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳



第1 人証の申出

住 所 〒189-0021 東京都東村山市諏訪町2-22-21

証 人 稲 正樹（同行・主尋問60分）

第2 立証の趣旨

村岡知事が2022年4月29日、山口県護国神社の主催する春季慰霊大祭において公務として参拝し挨拶をしたことが、憲法の規定する政教分離原則に違反すること、その他原告の主張する事実全般

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

別紙

【尋 問 事 項】

証 人 稲 正 樹

- 1 証人の経歴等
- 2 政教分離規定の意義
- 3 最高裁における政教分離規定の限界についての判断方法及びその妥当性
- 4 村岡知事が2022年4月29日に、山口県護国神社の主催する春季慰霊大祭
に出席して本件参拝及び挨拶を行ったことについて、政教分離原則に反するか否
かを判断するにあたってのあるべき判断枠組み
- 5 村岡知事による本件参拝・挨拶が政教分離原則に反するか
- 6 その他本件に関する一切の事項